

東京B.M.C.会則

第1章 総則

(名称)第1条

本会は東京B.M.C. Tokyo Banquet Managers' Conference という。

本会は「全国B.M.C.」(全国12地区)に所属する。

(目的)第2条

本会は宴会業務の健全な発達を促すため会員相互の情報を密にし業界、社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)第3条

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1)毎月、例会又は運営委員会を開催実施する。
- (2)宴会業務の調査研究と資質向上のための講演会などの実施。
- (3)会員相互の親睦のための行事の開催。
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 組織

(運営委員)第4条

本会は次の通り役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)運営委員 10名
- (4)会計係 1名
- (5)顧問 若干名

2.会長及び副会長は運営委員の中から互選により選出する。

3.運営委員は例会において会員の中から互選する。

4.会計係は運営委員の中から会長が委嘱する。

5.顧問は運営委員会の中で選任することとする。

(役員)第5条

会長は本会を代表し月例会、運営委員会を招集しその議長となる。

2.副会長は会長を補佐し会長が事故等にあつて欠けた時はその職務を代行する。

3.運営委員は運営委員会を組織し重要事項を審議し決定する。

4.会計係は本会の運営に必要な一切の会計事務を行なう。

(任期)第6条

役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2.補欠で選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)第7条

本会の事務局は会長の所属する事業所内におく。

第3章 会員及び入退会、会費

(会員)第8条

本会の会員は次の通りとする。

1.正会員

東京を中心とした首都圏の宴会業務に携わる企業、団体とする。

2.賛助会員

宴会関係企業、又は団体に所属する者で会員の推薦したものとする。

(入会)第9条

本会に入会するには下記に定める条件を満たさなければならない。

- (1)本会正会員の2社以上の推薦を受けること。
- (2)本会運営委員会における全員一致の承認を受けること。

(会費)第10条

本会の例会費は10,000円とし各例会場で納入するものとする。

2.本会の維持会費は会員1社年額20,000円とし毎年6月に納入するものとする。ただし、途中入会の場合は月割りにて納入するものとする。

3.全国B.M.C.会費は年額16,000円とし毎年6月に一括納入するものとする。

4.賛助会員(ゲストメンバー)例会費は12,000円とする。賛助会員は年間登録料として1社年額20,000円を毎年6月に納入するものとする。

5.特別例会の新年会、納涼会の会費はその都度事務局より各々に案内する。

(退 会) 第11条

会員が本会を退会する場合はその旨を会長に届けなければならない。

2.この場合既に納入された維持会費および全国B.M.C.会費は返還しないものとする。

第4章 会 議

(会 議) 第12条

本会は例会及び運営委員会とする。

(1)例会は会長が招集し隔月年6回開催する。

(2)運営委員会は会長が必要に応じ招集し開催する。

(3)不慮の事故等の発生により例会「総会」が開催できない場合は、会員の電子メール連絡網等にて書面決議することが出来る。議案について、書面議決票の回答数の過半数の承認をもって原案どおりに可決されたこととする。尚、回答日までに書面議決票の未提出および白紙提出は承認に含んだものとする。

(会 計) 第13条

本会の会計年度は毎年7月1日に始まり6月30日に終わる。

2.本会の会計は年度終了時に会計役から報告され承認の後、例会にて報告されねばならない。

第5章 付 則

(会則の変更) 第14条

本会の会則を変更する場合は例会において会員の過半数が出席し議決されなければならない。

1.会則は、2023年(令和5年)7月1日から施行する。

改定日 2023年(令和5年)7月1日